

遂に淀川労基署が 調査に動く!!!

この間、私たち東海労は規程類等の訂正について、自己の時間で訂正した場合は超勤扱いとするか訓練時間内で行うべきであると訴えてきました。

会社は、規程類等の訂正は「手待ち時間」で行えると主張し、東海労組合員の超勤請求に対し拒否しました。

この超勤未払い問題に対し、大運分会は淀川労基署に相談してきました!!

淀川労基署は、私たちの訴えに対し、「**事実であれば、超勤は当然払わなければならない。**」と回答しました!!

近々に東海会社を淀川労基署に呼び聴き取り調査が行われます!!

規程類等の訂正は、超勤扱いとするか訓練時間内で行え!!